

第 号
年 月 日

指 定 通 知 書

様

年 月 日付で申請のあった、蒲郡市地域生活支援事業所指定申請について、蒲郡市地域生活支援事業実施要綱第6条第2項の規定により指定したので通知します。

年 月 日

蒲郡市長

指定地域生活支援事業所の名称	
指定地域生活支援事業所の所在地	
事業開始予定年月日	年 月 日
事業の種類	

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、蒲郡市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として(訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市長となります。)提起することができます。なお、この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも蒲郡市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合先 蒲郡市